

# 今年度の車道除雪は763km、排雪は123km



今年度の江別市の除雪は、幹線道路や生活道路、公共施設敷地など、直線距離で江別市からおよそ栃木県宇都宮市までの763kmを行い、歩道は、歩行者の多い幹線道路や通学路など166kmを行います。また、排雪は、幹線道路やバス路線などを中心に123kmを行います。

除排雪作業概要などをお知らせします。

## 10センチを超えたら出動

除雪作業は、国・北海道・市がそれぞれ管理している道路を行い、市道の場合は受託業者の江別環境整備事業協同組合が車道や歩道などすべての除雪を行います。

除雪は通常、連続した降雪による積雪量が10cmを超えたときに除雪車が出動し、通勤・通学時間となる午前7時

ころまでに、除雪作業を終えるように進めます。

ただし、朝方の降雪で出動時間が遅くなったり、吹雪などによる視界不良のときは、時間までに除雪作業が終わらない場合もあり、また、事故防止のために作業を一時止める場合もあります。

日中の除雪作業は、交通障害が予想されるときを除き、安全のために翌日に行うことが基本となっています。

## 生活道路の排雪は

### 自治会排雪制度を

すべての道路を市で排雪することは財政的な面などで難しいことから、生活道路の排雪は自治会排雪制度のご利用をお願いしています。

自治会が中心となって行う生活道路の排雪には、排雪用ダンプカー（運転手付き）と排雪用ロータリー車（運転手

は別）を市の負担でお貸ししています（短い路線でも年1回の貸し出しが出来ます）。希望日の2週間前までに、自治会長または区長名で土木事務所にお申し込みください。土曜・日曜日や祝日は希望が多いため、すでに貸し出しが決まっている場合、日程を変更していただくこともあります。

なお、ロータリー車の運転手と安全確保のための誘導員、雪を集めるためのシヨベルローダーは自治会で用意していただきます。事前に実施する業者と日程などを打ち合わせてから、お申し込みください。

新規に利用される自治会は、事前に土木事務所または除雪センターにご相談ください。

なお、自治会排雪の際は、個人の敷地内の雪を道路に出さないようご協力をお願いします。

## 国道・道道の除雪に関するお問い合わせ先

- 国道12号と337号  
岩見沢道路事務所（☎0126-22-4000）。
- 国道275号（札幌市境から新石狩大橋間）  
札幌道路事務所（☎011-811-2261）。
- 国道275号（新石狩大橋から当別町境間）  
札幌道路事務所当別分庁舎（☎0133-23-2074）。
- 道道全路線  
北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所（旧土現当別出張所）（☎0133-23-2220）。

## 雪堆積場は3箇所

市民が利用できる雪堆積場は、①石狩川河川敷（工業町榎本公園前）、②大麻13丁目通（麻別川横）、③野幌1号線道路（杜の美江別自動車学校横）です。

利用時間帯は、①については朝5時から20時まで、②、③は朝8時から18時までで、



12月17日(月)以降

## 放置自転車を一齐撤去



JR駅周辺の駐輪場は11月30日(金)をもって閉鎖します。

自転車などを放置しておきますと駅周辺の景観が損なわれるだけでなく、除雪の支障ともなりますので、駐輪場に置かれている自転車などは12月17日(月)以降に順次撤去します。駐輪場利用者の方は、必ず自転車などは持ち帰ってください。

**【詳細】** 土木事務所管理係  
☎ 383-5900

## 冬季の公園利用について



公園の水飲台やトイレは、11月中旬から4月下旬までの間、飛鳥山公園(3番通側)と湯川公園(4番通側)のトイレを除いて、凍結防止のため、使用することができません。遊具についても使用禁止となります。

また、公園は冬季間、遊具やあずまやなどからの落雪、雪穴や雪びなどが発生する可能性があることから、危険な箇所についてはテープやロープで囲い、使用禁止表示を行うなど、安全対策を強化します。

市では冬季間も定期的な巡視を行い、事故防止処置を行います。お近くの公園で子ども達が危険な場所で遊んでいるのを見かけましたら、一声掛けていただきますようお願いいたします。なお、公園内で危険な雪の状態を見かけましたら、次のところにご連絡ください。

**【詳細】** 指定管理者 草野作工株式会社  
☎ 398-3010  
都市建設課公園係 ☎ 381-1045

## 福祉除雪サービス



市では、お年寄りや障がいのある方などが、冬期間、安心して暮らせるよう福祉除雪サービス(公道除雪後の玄関前などの置き雪処理)を江別市社会福祉協議会に委託して実施しています。当初の受付期間は終了していますが、やむを得ない事情がある場合には随時申請を受け付けますので、ご相談ください。

なお、対象となる世帯は、年齢所得制限など、その他の要件があります。

**【詳細】** 江別市社会福祉協議会  
☎ 385-1234

除排雪や降雪に関する情報の詳細を江別市のホームページで公開しています。

### 雪に関する情報は市のホームページで

利用できる期間は来年3月20日(水)までです。雪を捨てる際は、絶対に「ごみ」を持ち込まないでください。  
なお、今年度から、データ収集などのため雪堆積場搬入許可書を発行します。許可書については、事前に江別市除雪センター(工業町19-1、☎381-6622)で手続きを行ってください。

## みんなの力で 快適で安全な冬のくらしを!



■路上放置車で除雪ができない場合があります。路上駐車

■除雪車が通った後のかき分けられた雪は、各家庭で処理をお願いします。

■ごみが雪に埋もれていると除雪の際、散乱しますのでごみ出しのルールを守りましょう。

■道路へ雪を出さないでください。各家庭や事業所の雪は敷地内で処理するか、雪堆積

場へ運んでください。

■朝の通勤・通学時間帯に間に合わせるため、除排雪作業は深夜から早朝にかけて行います。騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

■作業中の除雪車は危険です。事故防止のためお子さんのいる家庭では、日ごろから「除雪車に近づかない」、「そばで遊ばない」を徹底してください。

■屋根の雪おろしは「まめに」暖気になると屋根からの落雪事故が増えます。

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。

雪センター(江別環境整備事業協同組合内) ☎381-6622へ。

■自宅前の除雪を業者に依頼する方が増えています。

■間口除雪のトラブルが増えています。

■取った雪の処理で近隣の方とのトラブルが増加しています。

■もう一度、契約内容の確認をし、たまった雪は敷地内で処理するか、市の雪堆積場に運搬してください。

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。

**【詳細】** 土木事務所管理係 ☎383-5900

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。

■屋根の雪おろしは「まめに」寒い間は、屋根からの落雪事故が増えます。